

2022 果公協第 11 号

2022 年 9 月

会員団体各位

果実飲料公正取引協議会

会長理事 宮崎 正義

(公 印 省 略)

景品表示法の遵守に係る消費者庁の要請について

拝啓 会員団体の皆様におかれては、日頃より果実飲料公正取引協議会の活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、9月6日に景品表示法に基づく措置命令が発出された事案を踏まえ、消費者庁より別添のとおり、景品表示法のより一層の遵守について周知を図るよう要請がありました。

つきましては、貴団体におかれても会員事業者等の皆様に対し、周知のほどよろしく願いいたします。

敬具

令和4年9月6日

果実飲料公正取引協議会 御中

消費者庁表示対策課長

景品表示法の遵守について

平素より、公正競争規約の運用による不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」といいます。）の施行に御尽力いただきありがとうございます。

さて、消費者庁は、本日、貴協議会会員事業者であるキリンビバレッジ株式会社に対し、同社が供給する「トロピカーナ 100% まるごと果実感 メロンテイスト」と称する果実ミックスジュースについて、景品表示法第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたことが認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

貴協議会会員事業者におかれては、果実飲料等の表示に関する公正競争規約により不当表示防止に努めておりますが、今後、より一層の景品表示法の遵守が求められるものです。

ついては、貴協議会会員事業者において景品表示法違反行為を防止するために必要な管理体制の整備その他の必要な措置について万全を期すよう、貴協議会におかれては、改めて会員事業者に対する周知をお願いいたします。

以上